

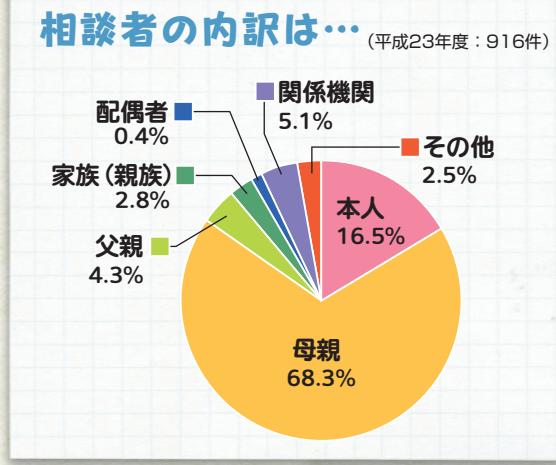
世田谷区発達障害 相談・療育センター ってどんなところ？

世田谷区在住の発達障害のある方、またはその疑いのある方、その家族、関係者を対象としています。
また、世田谷区の発達障害に対する支援を推進するための中核的な拠点施設として関係機関への支援や、広く区民の皆様に、発達障害について理解してもらうための活動をしています。

まずはお電話下さい
03-5727-2236(相談専用番号)

電話相談

- センターへの最初の相談窓口として、お子さんの発達や発達障害に関するあらゆる相談に応じます。
- 必要に応じて、来所による相談や他機関情報のご紹介をします。



主な相談内容は…

- 親としての不安
 - 我が子の育ちについて—コミュニケーションや行動が心配…
 - 子育てについて—どうすればいいのかわからない。子どもとの関わり方など…
- 学校や生活の場での不安
 - 友だちとよくトラブルになる
 - 学習面で心配
- その他にも…
 - 本人から—自分自身が発達障害では…
 - 学校や所属機関から
 - げんきの利用について

など、あらゆるご相談を受け付けています。

療育

- 一人ひとりの発達や状況に合わせて、お子さんの成長を支援します。
- 保護者との相談や他機関と連携を図り、生活に根ざした支援を行います。

本人支援

本人の特性を考慮しながら本人が安心して、自発的、主体的に生活できるよう支援を行います。



家族支援

本人とともにご家族が安定した日常生活ができるよう支援します。



関係機関との連携

保護者のご希望や了解を得て、お子さんが所属する学校や幼稚園・保育園・医療機関等と連携します。



本人、家族、関係機関からのお子さんの育ちや発達、発達障害に関するあらゆる相談対応を行います。相談をふまえ、具体的な対応について必要に応じ相談の継続、療育への導入、他機関連携等の支援につなげます。

来所相談

幼児～18歳(高校生)の発達に関する相談

お子さんの発達全般に関する相談を実施します。困難度や緊急度を判断し、状況に応じ、療育や継続相談、医療相談、専門相談などの多様で、継続性のある支援につなげていきます。

子ども相談

成人相談

医療相談

専門相談

年齢の制限なく実施

発達障害に関するあらゆる相談に応じます。状況を整理し、本人の今後の方向性をともに考えていきます。また必要に応じ関係機関の紹介等の支援も行います。

必要と判断された場合には、発達障害を専門とする児童精神科医師、精神科医師により、医療の面から状況を整理し、具体的な対応についてのアドバイス等を行います。

子どもの日常の生活動作や活動を感覚や運動面から整理し、日常生活に活かせるよう、子ども自身の主体的な活動を支援します。(作業療法支援)



- 発達障害理解のための講演会やシンポジウムの開催、広報誌の発行、ホームページを通じ、区民の皆様に情報の提供を行っています。
- 世田谷区内の関係機関の職員を対象とした研修の企画・実施や巡回支援を行っています。
- 家族支援(家族向け連続学習会等)の企画・実施を行っています。



広報誌(Gpress)



講演会



子育て懇話会



支援者研修



出前型ミニ講演会

※子育てステーション烏山発達相談室・桜新町発達相談室でも療育を行っております。

※利用対象は、世田谷区在住の、18歳未満の児童で発達障害者支援法に規定される発達障害あるいはその疑いのある方。

※療育は児童福祉法に基づく、児童発達支援及び、放課後等デイサービスとして実施します。